



英国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 英国会計・監査制度概観と近時見込まれる改正について

はじめに

2022年12月、英国会計基準の設定主体である英国財務報告評議会（Financial Reporting Council, 以下FRC）が、2025年1月以降適用を予定する英国基準の改正案について、コメント募集を開始しました。本稿では、英国の会計・監査制度の概観を示すとともに、当該改正の概要について解説致します。

英国会計・監査制度概観

英国において準拠すべき会計基準には英国版IFRS基準（以後、英国版IFRSという。）及び英国基準（以後、FRSという。）が存在し、会社法（Companies Act 2006）において、公開/非公開、連結/個別の区分により適用すべき会計基準、報告期限等が定められています。また、英国内のすべての企業がCompanies House（会社登記所）に年次財務報告を提出する義務があることから、規模により開示対象範囲に差はあるものの、非公開会社も含め全ての会社の決算情報が公衆の縦覧に供されます。

1) 公開会社

連結財務諸表は英国において認められた英国版IFRSに基づいて作成される必要がある（Companies Act 404）とともに、決算日から6ヶ月以内に、Companies House（会社登記所）に提出する必要があります。さらに、上場規則に基づき、決算日から4ヶ月以内に年次報告書を取引所に提出しなければならない（Disclosure guide and Transparency rules 4.1.3）ため、決算作業及び会計監査についても、実質、この4ヶ月の期日をターゲットとして進められることとなります。

なお、「英国版IFRS」については、Brexit前は「EU版IFRS」とされておりましたが、Brexitに伴い定義が変更されています。双方とも国際会計基準審議会（IASB）の作成したIFRSをそのまま受け入れるものではなく、EUあるいは英国での採択のタイミング等により適用される範囲が異なる可能性がある点に留意が必要です。

2) 非公開会社

非公開会社は、連結・個別財務諸表いずれにおいても、英国版IFRSもしくはFRSに基づいて作成することが可能であり、決算日後9ヶ月以内に、Companies Houseに提出する必要があります。

3) 連結財務諸表作成要否

英国法人が連結子会社を有する場合、会社法上原則として連結財務諸表の作成が必要となりますが（Companies Act 399）、後述の小規模会社に該当する場合、あるいは自身が日本親会社の100%子会社であり、親会社の監査済み財務諸表の複写が Companies House に提出されていること等の条件を充足する場合、連結財務諸表の作成は免除されます（Companies Act 400,401）。

4) 英国基準（FRS）について

FRS は IFRS（IASB の策定した国際会計基準）に基づき作成された会計基準ですが、細部において異なる点が複数存在します。大きな相違点は、下表のとおりです。

論点	FRS	IFRS
のれん	<ul style="list-style-type: none"> ・使用可能期間にわたり償却 ・信頼性のある使用可能期間が見積もれない場合、最長使用可能期間は10年を超えてはならない。 	のれんは償却されない
収益認識	収益を物品、サービスの提供、工事契約等に区分し、それぞれの収益認識要件を規定	IFRS15 に定められた5つのステップに従って履行義務を識別し、当該義務の充足方法に応じて収益認識
開発費	資産計上、費用処理を継続適用を条件として選択	一定の要件を充足した開発費は資産計上しなければならない
リース (借り手)	ファイナンス・リース、オペレーティング・リースに区分し、前者はオンバランス、後者はリース料を費用処理	IFRS16 に基づき、少額・短期リース等の例外を除き、原則としてオンバランス処理
借入費用	資産計上、費用処理のいれか選択可	一定の要件を充足した場合、資産計上しなければならない

5) 監査制度

a) 原則

英国においては、小規模会社や休眠会社等一部の例外を除き、原則として全ての会社が会計監査人を選任し、監査を受ける必要があります。

b) 監査免除要件

英国会社法上の小規模企業に該当する場合、法定監査の免除を受けることができるとされており、小規模会社の要件としては、以下3つの条件のうち最低2つを充足することが求められています（Companies Act 382,476, 477）。

- 売上が10.2百万ポンドを超えない
- 総資産が5.1百万ポンドを超えない
- 年間平均従業員数が50人を超えない

ただし、上記要件は日本親会社等含めたグループ単位で判断されるため（Companies Act 479）、注意が必要です。

今後見込まれる改正点

英国基準の設定主体である FRC は、2022 年 12 月 15 日に今後見込む改正点についてコメント募集を開始しました。特に影響が大きいと見込まれる改正点は、以下の 2 点となります。

1. 収益認識

IFRS15 号に合わせる形で、いわゆる 5 ステップアプローチを採用し、履行義務を識別し、当該義務の充足方法に応じて収益認識する。

2. リース

こちらも現行の IFRS16 に準拠する形で、少額・短期のリースを除き、原則としてリース契約をオンバランスすることが求められる。

上記を含む改正案についてのコメント募集は、2023 年 4 月 30 日まで行われ、改正基準の適用は 2025 年 1 月 1 日以降開始事業年度（早期適用可）とされています。

おわりに

改正が見込まれる 2 つの論点については、IFRS あるいは日本基準においても多くの業種で影響が及ぶ論点であり、これまで FRS102 を適用している企業にとっては開示内容含め、今後の改正動向を注視する必要があります。

参考：英国財務報告評議会（FRC）改正案
[Consultations | Financial Reporting Council \(frc.org.uk\)](https://www.frc.org.uk/consultations)

以上